



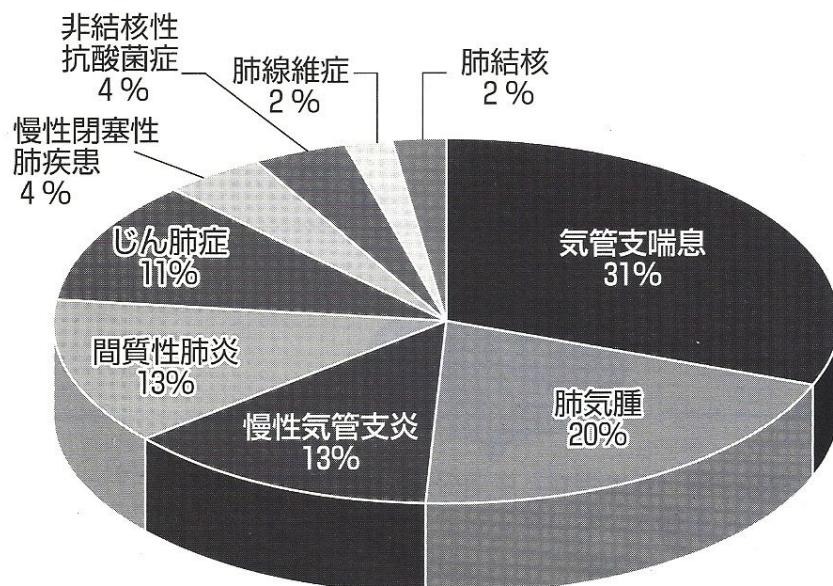
肺・呼吸器の病気は

アスベストが原因かも？

建設現場で働いているみなさんは、少なからずアスベスト粉じんを吸い込んでいます。アスベストは過去の物と思っていませんか？建材への使用が禁止されたのは2006年です。50代以上の人々はもちろん、若い人でも改修工事などで、すでに建物に使用されているアスベスト含有建材から粉じんを吸いこんでいる可能性は大きいのです。今後の解体・改修工事も同様です。

これらの病名で
診断されたら、
労災が疑われます！

表にあるような病名で診断されても、多くの医療機関（大学病院などでも）では、アスベストとの関係や職業との関係に気が付きません。肺・呼吸器の病気にかかってしまったら、まず組合に相談して下さいアスベスト治療の専門医を紹介しています。アスベスト疾患は立派な職業病です。



◆じん肺・石綿肺で労災認定になった人が、最初に診断された病名

check!

建設現場で過労性疾患も増加！

建設現場は朝早くはじまり、工期が過密になっているときは夜遅くまで仕事に追われます。現場も多種多様な工程が同時進行し、作業環境や人間関係でのストレスも多くなっています。昨年度も、脳梗塞で倒れ左半身に麻痺が残った左官の一人親方が、組合と協力して労災認定されています。

職業が原因の病気は職業病です。
労災保険が適用できるか組合へ相談を！

アスベスト疾患や、過労性疾患、振動病などの筋骨格系の疾患になった場合、労災保険が適用されるかどうかで、医療給付・生活保障は大違いです。

医療費は全額無料！
休業補償は平均賃金の8割！

*特別加入（一人親方・事業主）の方は、それぞれが加入している希望日額の8割が支給されます。